

令和2年7月15日

南相馬市農業委員会
7月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年7月15日(水)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二		11	佐 藤 洋	
2	鎌 田 芳 彦		12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏		15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜				

新型コロナウイルスの感染防止(3密を避ける)のため、出席を求めない

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

事務局

局 長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之

副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

農政課

副主査 島 健太郎

4. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 2 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 2 5 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 2 6 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 2 7 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 2 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 8 報告第 2 9 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 9 報告第 3 0 号 時効取得による所有権移転について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願出について（県許可分）
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 8 議案第 8 3 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 9 議案第 8 4 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第 2 0 議案第 8 5 号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより令和2年7月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号3番菅野信彦委員、6番西内文夫委員、7番発田栄一委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。
7月9日に「南相馬市農業者年金協議会役員会」が市役所本庁舎2階正庁で開催され、来る代議員会への付議案件について協議するとともに、代議員会を8月20日に鹿島区の万葉ふれあいセンターで開催することを決定したところであります。
以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 　　次に、日程第3、報告第24号、専決処分の報告についてを議題といたします。
専決第8号について事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第24号、専決第8号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して、農地の売買による所有権移転の申し出がございましたので、案件1件につき、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、専決第9号について事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第24号、専決第9号についてご説明いたします。議案書は4ページから

5 ページになります。相馬税務署より相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の交付依頼があり、証明書を交付した事案が1件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第25号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員からの報告を求めます。

7番委員 　　報告第25号についてご説明をいたします。議案書6ページになります。内容といたしましては、去る6月22日午前9時半より、南相馬市役所北庁舎2階会議室におきまして、出し手1名、福島県農業振興公社より1名、調整委員2名、市農政課を含む事務局2名により開催をしたところでございます。協議の内容についてでございますが、出し手側から10アール当たり45万円が希望価格として提示されたところでございます。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては、10アール当たり45万円で公社が購入することとなりました。売買代金は166万4,100円となり、公社手数料といたしまして、1万6,600円を差し引き、支払い額は164万7,500円となります。この件は議案第75号、議案書17ページの農用地利用集積計画の案件でありますので、後ほどご審議のほどよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第26号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の9番委員からの報告を求めます。

9番委員 報告第26号についてご説明いたします。議案書の7ページになります。内容
といたしましては、去る6月22日午前10時15分より、南相馬市北庁舎2階
会議室において、出し手側の代理人1名、福島県農業振興公社より担当者1名、
調整委員2名、市の農政課を含む事務局2名により開催をいたしました。協議内
容ですが、出し手側から田については10アール当たり50万円、畑につきましては、
10アール当たり40万円が希望価格として提示されました。調整委員か
らも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、田が10ア
ール当たり50万円、畑は10アール当たり40万円で公社が購入することになり
ました。売買代金については、1,101万600円となり、11万100円を
差し引き、支払い額は1,090万500円となります。この件は議案第75号、
議案書17ページの農用地利用集積計画の案件でありますので、後ほどご審議を
よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第27号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転
調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員から
の報告を求めます。

7番委員 報告27号についてご説明をいたします。議案書の8ページになります。内容
といたしましては、去る6月22日午前11時より南相馬市役所北庁舎2F会議
室におきまして、出し手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2
名、市農政課を含む事務局2名により開催をいたしました。協議内容についてで
すが、出し手側から10アール当たり45万円が希望価格として提示されたところ
であります。調整委員からも、妥当であるとの意見があり、申し出のあった農
地につきましては、10アール当たり45万円で県農業公社が購入することとな
りました。売買代金につきましては241万2,900円となり、公社手数料と
して2万4,100円を差し引き、支払い額は238万8,800円となります。
この件は、議案第75号、議案書17ページの農用地利用集積計画の案件であり
ますので、後ほど審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第28号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第28号についてご説明いたします。議案書の9ページになります。今回2件の案件がございますが、合意による解約でありますので県知事の許可を必要としないものとして手続したことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、報告第29号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第29号についてご説明いたします。議案書の10ページから12ページ、整理番号1番から5番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、東日本大震災による原発事故に伴い避難を余儀なくされ、現在は他県に居住しています。営農することが困難な状況の中、耕作放棄地にしてしまうと地域の方々へ迷惑をかけることを心配し、水稻耕作より手間の少ない梅畑にすることとして農地改良を行いました。今般、農地法による許可を得なければならないことを近隣の方から教えていただき、一連の手続きを取ることにしたものです。

続きまして整理番号2番については、50年以上前から当該地を宅地進入路として使用しています。今般、納屋の建替えを計画する当たり、登記を確認したところ農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号3番については、昭和51年のほ場整備事業により整備された通路であり、当時の所有者である父も亡くなっていることから、農地を違反転用した経過は不明です。

続きまして、整理番号4番については、20年以上前に亡き父が、近隣住民の

要望を受け、貸駐車場として整備し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号5番については、昭和11年以前から自宅への進入路として使用しており、さらに40年ほど前に近隣販売店より従業員の駐車場として貸して欲しいとの要望があったことから、貸駐車場として現在も使用しています。今般、農業委員会関係者から当該地が農地ではないかと指摘を受けたことから、土地の地目を確認したところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第9、報告第30号、時効取得による所有権移転についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第30号についてご説明いたします。議案書の13ページから15ページになります。今回、法務局から、時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記については、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第75号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第75号についてご説明いたします。議案書の16ページから30ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政

課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者である農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第75号についてご説明いたします。今回、所有権移転が3件、利用権設定が178件となっております。内容につきましては記載のとおりです。なお、所有権移転の対価及び利用権設定に係る賃借料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次の議案第76号については、私が議事参与に当たりますので、議長を職務代理人と交代いたします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。

日程第11、議案第76号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する事案ですので、農業委員会法第31条の規定により、19番委員にはこの間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。
事務局からの説明を願います。

事務局 議案第76号について説明いたします。議案書の31ページから32ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者である農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。今回、利用配分計画が1件となっております。内容につきましては記載のとおりです。なお、利用権設定に係る賃借料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 19番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。
会長が戻られましたので、議長を交代いたします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。
次に、日程第12、議案第77号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第77号についてご説明いたします。議案書の33ページになります。詳細につきましては記載のとおりでございます。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から申請番号2番と3番について、補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 続いて申請番号1番について、現地調査委員の10番委員には出席を求めているため、10番委員から補足説明を受けていれば事務局から報告を願います。

- 事務局 10番委員からの補足説明はありません。以上です。
- 議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
- (なしの声あり)
- 議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
- 議長 次に、日程第13、議案第78号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 議案第78号についてご説明いたします。議案書の34ページから35ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番から5番については、報告第29号、整理番号1番から5番の追認を得るための案件です。以上です。
- 議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番と2番について18番委員。
- 18番委員 議案第78号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件については、報告第29号、整理番号1番の関連事項であります。現地案内図は1ページです。去る7月11日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。なお、当該地の一辺に用水路がありますので、土砂が流入しないよう用水路に沿って畦畔を作るよう指導しました。
- 続きまして、申請番号2番の現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第29号、整理番号2番の関連事項であります。現地案内図は2ページの です。去る7月11日午後2時30分より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人から聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。
- 議長 続きまして、申請番号3番について3番委員。
- 3番委員 現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。所在、地番、

面積、申請事由は記載のとおりであります。なお、この議案は、報告第29号、整理番号3番と関連がございます。去る7月11日午後1時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、設定人並びに代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号4番について、15番委員。

15番委員 議案第78号、申請番号4番について報告いたします。先程の報告第29号、整理番号4番の関連案件です。現地案内図は4ページです。7月9日午前8時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号6番について8番委員。

8番委員 それでは、議案第78号、申請番号6番について現地調査の報告をいたします。申請内容は、議案書に記載のとおりで、現地案内図は6ページになります。去る7月9日午後2時より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請書の調査事項に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取りをし、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号5番について現地調査委員の11番委員には、出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第78号、申請番号5番について現地調査の報告をいたします。この議案は報告第29号、整理番号5番の関連案件です。現地案内図は5ページです。去る7月10日金曜日午前11時頃より、申請人、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第79号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第79号についてご説明いたします。議案書の36ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取下に係る事由ですが、土地利用計画に補正が生じたためとなっております。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第80号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第80号についてご説明いたします。議案書の37ページから40ページ、申請番号1番から4番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る理由ですが、申請番号1番について、工事用通路、表土置場、資材置場として使用する目的で転用許可を受け、工事を行っておりますが、令和元年の台風や大雨の影響により水没した場所があり、復旧に時間を要することとなったため、一時転用期間を延長するものです。

続きまして申請番号2番について、資材置場、表土置場、現場休憩所、資材倉庫として使用する目的で転用許可を受け、工事を行っておりますが、令和元年の台風や大雨の影響により水没した場所があり、復旧に時間を要することとなったため、一時転用期間を延長するものです。

続きまして、申請番号3番については、議案第80号、申請番号4番の関連案件です。集合住宅と駐車場を建設する目的で転用許可を受け、土地の造成工事は完了しておりますが、集合住宅の建築には至っていない状態です。先に、隣接す

る土地において一般住宅建築の目的で許可を受け一般住宅の建築は完了しましたが、一般住宅の敷地が変更設計により集合住宅の敷地に越境してしまったため、集合住宅の面積を減少させる事業計画変更申請です。

続きまして申請番号4番については、議案第80号、申請番号3番の関連案件です。一般住宅と駐車場を建設する目的で転用許可を受け、住宅建築は完了している状態です。住宅建築の変更設計により、当初計画よりも敷地面積が増加し、隣接する集合住宅の敷地に越境してしまったため、越境した部分の面積を増加させるための事業計画変更申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番と2番について16番委員。

16番委員 議案第80号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページであります。調査項目に基づきまして、申請者からの聞き取りまた現地の状況等調査しました結果、何ら問題はないと判断いたしました。

次に、議案第80号、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページであります。この件につきましても、調査項目に基づきまして、申請者からの聞き取りまた現地の状況等調査しました結果、何ら問題はなくすべて満たしていると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号3番と4番については、現地調査委員の11番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの調査結果を事務局より読み上げさせていただきます。議案第80号、申請番号3番及び4番について現地調査の報告をいたします。この2つの案件につきましては、同一申請者であり同一代理人行政書士で、1区画を分割した土地の事業計画変更であるため、関連性から一緒に現地調査を行いました。現地案内図は8ページになります。去る7月10日金曜日午前8時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上、現地調査委員からの報告です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第81号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第81号についてご説明いたします。議案書の41ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る理由ですが、工事用通路、表土置場、資材置場として使用する目的で転用許可を受け工事を行っておりますが、令和元年の台風、大雨の影響により水没した箇所があり、復旧に時間を要することとなったこと。また、土質調査の結果により地盤改良を追加で行ったことにより、当初計画の工期では事業完了が困難なため、一時転用期間を延長するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 それでは、議案第81号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページであります。申請者立ち会いのもと現地調査をいたしました。工事期間の延長でありますので、何ら問題もないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第82号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第82号についてご説明いたします。議案書の42ページから43ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件はございません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番につ

いて、12番委員。

12番委員 議案第82号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。案内図は10ページです。去る7月10日午前8時45分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、申請番号4番について8番委員。

8番委員 議案第82号、申請番号4番について現地調査の報告をいたします。申請内容は、議案書の記載のとおりで、現地案内図は13ページになります。去る7月9日午後1時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取りを行い、水利組合等関係機関との協議も適切に行われていることを確認でき、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 続きまして、申請番号2番と3番について、現地調査員の11番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの調査結果を事務局より読み上げさせていただきます。まず、議案第82号、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。去る7月10日金曜日午後1時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第82号、申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。去る7月10日金曜日午前11時20分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上、現地調査委員からの報告です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第83号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第83号についてご説明いたします。議案書の44ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、作業兼通路用地としての一時転用であり、転用期間は許可日から3か月間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、9番委員。

9番委員 議案第83号、申請番号1番について、調査結果を報告いたします。現地案内図は14ページです。申請内容は記載のとおりです。去る7月9日午後5時より現地にて、被設定人から説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき聞き取り調査を行いました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号2番について、14番委員。

14番委員 それでは、議案第83号、申請番号2番について報告いたします。現地案内図は15ページです。去る7月9日午前11時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づき、現地調査を行いました結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、また融資証明、排水同意書及び土地改良区等の許諾書が添付されております。以上のことから、何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第84号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許

可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第84号についてご説明いたします。議案書の45ページから49ページ、申請番号1番から8番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番から6番については、いずれも第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

続きまして申請番号7番については、令和2年8月16日付けで、営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。

続きまして申請番号8番については、令和2年8月20日付けで、営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号2番、3番、8番について、18番委員。

18番委員 それでは、議案第84号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。太陽光発電設備のための転用であります。詳細につきましては記載のとおりです。現地案内図は17ページです。去る7月10日午前10時頃より被設定人の代理人である設置業者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき設置業者からの聞き取り、また現地等の状況を調査しました結果、当該地は平坦な畑で3辺は畑に囲まれ、隣接する住宅の所有者に同意を得ております。現況のまま転用しての太陽光発電設備設置となります。立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。

続きまして、議案第84号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。これも太陽光発電設備の設置のための転用であります。詳細については記載のとおりで、現地案内図は2ページです。去る7月10日午前11時頃より被設定人の代理人である設置業者立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設置業者から聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、当該地は山林に囲まれており、また、隣接地には住宅もありますが、所有者の同意を得ております。これも現況のままの転用での太陽光発電施設設置でありますので、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて申請番号8番について、現地調査の報告をいたします。これは営農型太陽光発電にかかる一時転用の再度の申請であります。詳細は記載のとおりでありまして、現地案内図は21ページです。去る7月10日午後1時30分頃より、被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。現状は、昨年パネルの下にうね立てを行いミョウガの苗を定植しましたが、台風19号やその後の豪雨のため冠

水してしまいました。大部分が根腐れし生育不良のためそのまま今年の6月まで置き、その後、残った苗を掘り起こして別のほ場で現在、定植しているところがあります。また、パネルの下以外の農地については、周囲の部分や周囲の用水路は除草を行い管理されている状況です。今後は、残った苗を掘り起こしたあとに除草を行い、土壌改良のため堆肥、石灰窒素等を散布して耕耘を行い、その後、苗を定植する予定です。また、冠水防止のため周囲には溝を掘るようにします。今回の申請にあたりましては、農林事務所に事業計画の営農計画書を提出して、事前確認済みでございます。よって、今回の調査につきましては、一般基準をもとに調査いたしました。太陽光パネルの下以外の農地の部分については、当面除草を行い、その後営農計画に基づき作付を行うようです。農地に色々な面で悪影響を及ぼさないよう、また、周囲の用排水路の管理を行うとのこと。今後1年の間に周辺の基盤整備が行われるので、色々な面で協力するようです。また、被設定人は、他県で認定農業者に認定されていることから、今回の一時転用期間は10年で申請されておりますが、過去3年間の実績、これからの営農計画、調査項目の一般基準が守られているかどうか継続した現地調査が必要なことから、転用期間は3年間で妥当だと思われま。立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号4番、5番について、3番委員。

3番委員 議案第84号申請番号4番、5番につきまして、内容が一緒でありますので、合わせて現地調査の報告をいたします。現地案内図は18ページになります。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりであります。去る7月9日午後5時より、被設定人の代理人であります設備設置会社の担当者立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、設備設置会社の担当者から聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号6番、7番について、12番委員。

12番委員 議案第84号、申請番号6番について現地調査の報告をいたします。案内図は19ページです。去る7月11日午後2時半頃より被設定人の代理人であります設置業者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設置業者からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案84号、申請番号7番について、現地調査の報告をいたします。案内図は20ページです。去る7月11日午前9時頃より、被設定人立ち会

いのもと現地調査を行いました。太陽光パネルの下の作物は、平核無柿で植栽3年目ということです。収穫時は干し柿用として山梨県の業者に出荷する予定とのこと。元々傾斜地を均した土地で、切土の部分の土質条件が悪く、全体の3分の1くらいが枯れてしまい、今後、苗木を購入し補植する予定とのこと。全体的には良く管理されていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 続きまして、申請番号1番について現地調査員の10番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第84号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページです。去る7月11日午前11時頃より、被設定人の代理人である設置業者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。14番委員。

14番委員 申請番号8番ですが、先ほど18番委員が転用期間を3年ということを書かれたと思うんですが、これまで、土壌改良や良質作物の育成などを指導して来ましたが、そういう意味で3年ということでしょうか。

議 長 18番委員。

18番委員 私がこれまで見て来た面から申し上げますと、今までの実績が良くなく、農業専門家の指導があったように、これから本気になって土壌改良やきれいに除草して、再度、植付けを行っていくとのことですので、継続した現地調査のため期間を3年ということであります。この申請期間は10年間での申請ですが、他県で認定農業者として認可されていることから転用期間を10年間で申請したと思いますが、今までの実績、さらには今後の状況確認のため3年がいいのではないかという私の意見です。

議 長 14番委員。

14番委員 今まで3年間行って来たんですが、これまでも何回か現地を見に行っ、最近

やっと技術指導に従い営農するようになったと思います。18番委員が3年というのですが、土づくりの関係で3年ぐらいは妥当でないかと思います。

議 長 ほかにございませんか。18番委員。

18番委員 認定農業者の件で確認したいのですが、認可を受けた県とは違う県での取り扱いはどうになっているのかをお願いします。

議 長 事務局。

事務局 この件に関して、昨年12月に福島県に確認したところ、他県での認定農業者においても、福島県でも認定農業者として認めるという回答をいただいております。このため他県での認定農業者でも一時転用期間は10年間を認めることもできるという回答でございました。以上です。

議 長 暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、申請番号1番から7番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

 なお、申請番号8番については、一時転用の期間を3年間とする意見を付して県知事に送付することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第85号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第85号についてご説明いたします。議案書の50ページ及び51ページになります。申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。

 申請番号1番について、当該申請地は、東日本大震災の津波被災エリアで、震

災前は地区の公会堂や住宅敷地、豚舎と思われる建物として利用されていました。震災後は、市が買い取り、現在、太陽光発電事業用地として整備されております。震災前に転用許可が出ていたものの、地目変更登記がされておらず、市が地目変更登記の手続を進める中で、法務局との協議により地目変更は、運転開始頃に行うこととされ、今般、条件が整ったものです。通常の現況確認証明は、長期間耕作することができずに山林化や原野化してしまった農地の地目を変更するための証明であります。経緯と状況を相双農林事務所に相談したところ、現況確認証明での対応でやむを得ないのではないかと回答をいただいたことから、今回の申請に至ったものです。

続きまして、申請番号2番から6番については、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった6件中16筆すべての農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員を代表しまして、9番委員から報告をお願いします。

9番委員 それでは現地報告をいたします。議案第85号申請番号1番について調査の報告をいたします。現地案内図は20ページです。去る7月6日午後2時頃より、調査者は農業委員2名と農地利用最適化推進委員1名、事務局から2名の計5名。立会人として、生活環境課から1名で調査をいたしました。この地区は、大規模太陽光発電用地として、市が買い取りし令和4年10月1日まで整備を行う予定の土地であります。転用された時期は不明であるが、買い取りした時点での固定資産税の課税状況は、宅地、介在畑は後に雑種地として取り扱われています。震災直後はストックヤードや仮設道路として使用。現在は整地された状態であり、雑種地としての取り扱いが妥当と思われま。

続いて、申請番号2番から6番までは近隣であるため、合わせて現地調査の報告をいたします。調査日と現地調査者は申請番号1番と同じです。午後2時半頃より現地において、地権者から聞き取り調査を行いました。現況の見た目はもう山で、40年から50年位前までは桑畑として利用してきましたが、養蚕が時代とともに下火になりそのまま放置した状態で現在に至っております。高低差が10メートル以上ある急傾斜地で進入路はなし。機械進入もできず、現在は竹林、雑木、杉などが繁茂しているので、原状回復は不可能と判断いたしました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日本日予定いたしました報告7件、及び議案11件、合わせて18件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の7月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後3時10分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年7月15日

議事録署名人(3番・カンノ ノブヒコ)

議事録署名人(6番・ニシウチ フミオ)

議事録署名人(7番・ホッタ エイチ)